

八千代市木造住宅耐震診断士登録制度実施要領

平成18年11月13日制定

（目的）

第1条 この要領は、八千代市に建築された木造住宅の耐震性の判定（以下「耐震診断」という。）を適切に行うことができる者（以下「耐震診断士」という。）を登録することにより、市民が安心して木造住宅の耐震診断を実施できる体制を整備し、もって地震に強い安全なまちづくりに資することを目的とする。

（木造住宅の耐震診断）

第2条 この要領に基づく木造住宅の耐震診断については、「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修）」の定めるところに従い行うものとする。

（耐震診断士の登録資格）

第3条 次の各号に該当する者は、木造住宅耐震診断士の登録の申請をすることができる。

- (1) 建築士法第23条の規定により登録された建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士、木造建築士
- (2) 都道府県が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習会若しくは一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習会又は市長がこれらと同等と認める木造の建築物の耐震診断に関する講習会の課程を修了していること。

（耐震診断士の登録の申請）

第4条 耐震診断士として登録を受けようとする者は、八千代市木造住宅耐震診断士名簿登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) 前条に規定する講習会を受講したことを証する書類

(4) 写真（縦3.0cm×横2.5cm，無帽，無背景，正面上3分身，申請日より6か月以内に撮影したもの。なお，写真の裏には必ず氏名を記入してください。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（耐震診断士の登録）

第5条 市長は，前条の申請があったときは，同条各号に掲げる書類を確認し，当該申請者が耐震診断士として適当と認めたときは，当該申請者を八千代市木造住宅耐震診断士名簿（様式第2号）に登録し，閲覧に供するものとする。

2 市長は前項の規定による登録をしたときは，当該木造住宅耐震診断士に対し，八千代市木造住宅耐震診断士登録証（様式第3号）を交付するものとする。

（登録事項変更等の届出）

第6条 耐震診断士として登録を受けたものは，当該登録に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは，速やかに八千代市木造住宅耐震診断士登録事項変更等届出書（様式第4号）により，市長に届け出なければならない。

2 市長は，前項の規定による届出があったときは，当該届出をした者に対し，必要に応じて，八千代市木造住宅耐震診断士登録証を交付するものとする。

（登録証の紛失の届出）

第7条 耐震診断士として登録を受けたものは，八千代市木造住宅耐震診断士登録証を紛失したときは，速やかに八千代市木造住宅耐震診断士登録証紛失届出書（様式第5号）により，市長に届け出なければならない。

2 市長は，前項の規定による届出があったときは，当該届出をした者に対し，新たに八千代市木造住宅耐震診断士登録証を交付するものとする。

（耐震診断士の業務等）

第8条 耐震診断士は，建築士法その他関係法令に基づき，その業務を誠実に行わなければならない。

2 耐震診断士は，この要領に基づき耐震診断を行う際に，耐震診断を受ける者に対し耐震改修工事の強要等不当な勧誘をしてはならない。

- 3 耐震診断士は、耐震診断について必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

(耐震診断士の登録の抹消)

第9条 市長は、耐震診断士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該耐震診断士の登録を抹消することができる。

- (1) 八千代市木造住宅耐震診断士登録辞退届出書(様式第6号)による申し出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の規定による登録を受けたとき。
- (4) 前条第1項及び第2項の規定に違反する行為その他耐震診断士の業務に関して著しく不当な行為をしたと認められるとき。
- (5) 第3条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (6) その他市長が認めたとき。

2 市長は耐震診断士の登録を抹消したとき(前項第3号及び第4号に規定する場合に限る。)は、八千代市木造住宅耐震診断士登録抹消通知書(様式第7号)により、当該抹消に係る耐震診断士に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者並びに第1項第1号、第2号及び第5号の規定に該当することとなった者は、速やかに八千代市木造住宅耐震診断士登録証を市長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年11月13日から施行する。

この要領は、令和6年10月15日から施行する。

八千代市木造住宅耐震診断士名簿登録申請書

年 月 日

（あて先） 八千代市長

私は、八千代市木造住宅耐震診断士名簿（以下「名簿」という。）に登録することを申請します。なお、申請に当たっては次のことに同意します。

- 1 市が名簿を八千代市ホームページに掲載し、及び市建築指導課窓口において市民の閲覧に供すること。
- 2 耐震診断は、「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修）」に基づいて行うこと。
- 3 耐震診断を依頼する市民には、誠意を持って対応し、実施した耐震診断の内容に関する問い合わせについては、診断を行った者が責任を持って対処すること。
- 4 市民に対して不当に耐震診断の勧誘をしないこと。
- 5 名簿に登録されていることについて、所属先（建築士事務所）の同意がなされていること。
- 6 八千代市木造住宅耐震診断士登録制度実施要領の内容を理解し、耐震診断に必要な知識の修得及び技能の維持向上に努めること。

※太枠の中のみ、記入して下さい。

		年 月 日 第 号
氏 名	(生年月日 年 月 日)	
住 所	〒	
電話番号		
建築士登録番号	(1級・2級・木造) 建築士登録 第 号	
事務所名		
代表者名		
所在地	〒	
事務所登録番号	() 知事登録 第 号	
電話番号		
F A X 番号		
所属団体名		

※電話番号及びFAX番号は、市民が連絡する際の番号を記入して下さい。
（添付書類）

- 1 建築士免許証の写し
- 2 建築士事務所登録通知書の写し
- 3 八千代市木造住宅耐震診断士登録制度実施要領第4条第2号に規定する修了証の写し
- 4 写真（縦3.0cm×横2.5cm、無帽、無背景、正面上3分身、申請日より6か月以内に撮影したもの。なお、写真の裏には必ず氏名を記入してください。）
- 5 その他市長が必要と認めた書類

様式第2号（第5条関係）

八千代市木造住宅耐震診断士登録名簿

[illegible]

八千代市木造住宅耐震診断士登録証



氏 名

年 月 日 生まれ

NO.

上記の者は，八千代市木造住宅耐震診断士で
あることを証します。

年 月 日

八千代市長

印

年 月 日

八千代市木造住宅耐震診断士登録事項変更等届出書

（あて先）八千代市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

八千代市木造住宅耐震診断士名簿登録申請書の記載事項に変更が生じたので、届け出ます。

八千代市木造住宅耐震診断士登録年月日・番号		年 月 日 第 号
変更事項 （氏名，住所，建築士事務所名等）	変更前	
	変更後	
備 考		

- 1 氏名変更の場合は，現在の登録証と写真を添付してください。
- 2 建築士免許証の変更の場合は，建築士免許証の写しを添付してください。
- 3 所属する建築士事務所が変更となった場合は，変更後の建築士事務所登録通知書を添付してください。

年 月 日

八千代市木造住宅耐震診断士登録証紛失届出書

（あて先） 八千代市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

八千代市木造住宅耐震診断士登録証を紛失したので、下記のとおり届け出ます。

記

八千代市木造住宅耐震診断士登録年月日・番号

年 月 日 第 号

年 月 日

八千代市木造住宅耐震診断士登録辞退届出書

（あて先）八千代市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

八千代市木造住宅耐震診断士登録を辞退したいので，届け出ます。

八千代市木造住宅耐震診断士 登録年月日・番号	年 月 日 第 号
理由：	

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

様

八千代市長 印

八千代市木造住宅耐震診断士登録抹消通知書

八千代市木造住宅耐震診断士登録制度実施要領第9条の規定により、八千代市木造住宅耐震診断士の登録を抹消しましたので、通知します。

（理 由）